

○可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例

平成 28 年 8 月 1 日
可茂衛生施設利用組合条例第 7 号

改正 平成30年 3 月 15 日 組合条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料に関しては、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第 2 条 手数料は、別表の左欄に定める事務の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を徴収する。

2 郵便により証明書その他の書類を交付する場合にあっては、前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

(納付方法)

第 3 条 手数料は、申請の際又は当該申請に係る書類の交付までに納付しなければならない。

(手数料の免除)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。

(1) 官公署が請求したとき。

(2) 公務員が職務上請求したとき。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者が直接必要とするため申請したとき。

(4) その他、管理者が必要と認めたとき。

2 前項第 3 号の規定により手数料の免除を受けようとする者は、申請の際に免除を求める旨及びその理由を記載した書面（当該理由を証明する書面を含む。）を提出するものとする。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第 5 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年組合条例第 6 号）

この条例は、平成30年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表の 3 の項の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

事務の区分		額
種類	内容	
1 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定及び法第81条第3項の規定において準用する法律第78条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面等の交付	交付する用紙が 日本工業規格A列3番以下のもの 1枚につき 10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円） ただし、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。
2 可茂衛生施設利用組合情報公開条例（平成30年可茂衛生施設利用組合条例第2号。以下この項において「公開条例」という。）又は可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例（平成30年可茂衛生施設利用組合条例第3号。以下この項において「保護条例」という。）の施行に関する事務	公開条例に基づく公文書の写し又は保護条例に基づく保有個人情報等の写しの交付	交付する用紙が 日本工業規格A列3番以下のもの 1枚につき 10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円） ただし、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。
		電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき 140円
		電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき 160円
3 各種証明書、写し等の交付	(1) 火葬の執行に関する証明書の再交付	1件につき 300円
	(2) (1)に掲げるもののほか、管理者において必要と認めた事項の証明書の交付	1通につき 300円